

第1 稅制

1 令和3年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要	関係条文							
不動産取得税	災害の危険性が高い区域からの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置の創設	災害の危険性が高い区域から安全な区域への移転を促進するため、市町村が策定した計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物について、課税標準を価格から5分の1程度控除した額とする特例措置を講ずることとした。 (令和3年4月1日施行)	法附11	条附7						
	特例措置の延長	次の特例措置の適用期限を延長することとした。 1 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率（本則4%）を3%とする特例措置（3年延長） 2 宅地評価土地（※）の取得に係る不動産取得税の課税標準を土地の価格の2分の1とする特例措置（3年延長） ※宅地や宅地比準土地（宅地以外の土地で、価格の決定が当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準して行われている土地のこと。） 3 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置（2年延長） (令和3年4月1日施行)	法附11の2 法附11の5	条附7の2 条附7の5 法附11 法附11の4						
軽油引取税	特例措置の延長	軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、適用期限を3年延長することとした。 (令和3年4月1日施行)	法附12の2の7	条附12の4						
自動車税	環境性能割の税率の適用区分の見直し	自家用の乗用車の税率の適用区分を次のとおり見直すこととした。 併せて、営業用の乗用車については自家用の乗用車に順次、バス及びトラックについてはそれぞれの燃費基準に応じ、税率の適用区分の見直しを行うこととした。 自家用の乗用車 【令和3、4年度】	法451	条72の8						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">非課税</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和12年度 燃費基準</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税		令和12年度 燃費基準		
区分	税率									
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税									
	令和12年度 燃費基準									

2 税 制

1 令和3年度の

税 目	項 目	改 正 概 要			関 係 条 文
		ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車 クリーンディーゼル車	85%達成 令和12年度 燃費基準 75%達成 令和12年度 燃費基準 60%達成		
		上記以外 又は令和2年度燃費基準	3%		
		※いずれも上記に加え、一定の排ガス性能を要求 ※クリーンディーゼル車については、2年間の激変緩和措置を講ずる。	(令和3年4月1日施行)		
	環境性能割の特例措置の延長	次の特例措置の適用期限を延長することとした。 1 自家用の乗用車を取得した場合、税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長。 2 バリアフリー性能の優れたバス及びタクシー（新車に限る。）の取得価額から一定額を控除する課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長。	(令和3年4月1日施行)	法附12の2の12 法附12の2の13	条附12の8 条附12の9
	環境性能割のバス及びトラックに係る課税標準の特例措置の延長及び拡充	先進安全技術を搭載したバス及びトラックに係る課税標準の特例措置について、次のとおり適用期限の延長及び拡充を行うこととした。 1 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を装備した車両総重量が12トン以下のバス及び3.5トンを超える20トン以下のトラック（新車に限る。）の取得価額から350万円を控除する課税標準の特例措置について、その適用期限を7月延長。 2 車両安定制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を装備した車両総重量が8トンを超える20トン以下のトラック（新車に限る。）の取得価額から525万円を控除する課税標準の特例措置（令和3年10月31日までの取得に限る。）。 3 側方衝突警報装置を装備した車両総重量が8トンを超えるトラック（新車に限る。）の取得価額から175万円を控除する課税標準の特例措置（令和5年3月31日までの取得に限る。）。	(令和3年4月1日施行)	法附12の2の13	条附12の9

税制改正（続き）

税目	項目	改正概要	関係条文				
	<p>種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し</p> <p>併せて、営業用の乗用車について燃費基準を見直し、バス及びトラックについて自家用の乗用車と同様に特例措置の対象を電気自動車等に限定した上で、その適用期限を2年延長することとした。</p> <p>自家用の乗用車</p> <p>【令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>軽減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td><td>75% 軽減</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和3年4月1日施行)</p>	対象	軽減率	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	75% 軽減		法附12の3 条附13
対象	軽減率						
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	75% 軽減						
	<p>種別割のグリーン化特例（重課）の延長</p> <p>初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車（※）について、種別割の税率を加重する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（重課）」）を2年延長することとした。</p> <p>※初回新規登録から13年を超えるガソリン車・LPG（液化石油ガス）車又は初回新規登録から11年を超えるディーゼル車</p> <p>(令和3年4月1日施行)</p>		法附12の3 条附13				

4 税 制

(岐阜県税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正することとした。

・ 事業税

電気供給業のうち配電事業（※1）及び特定卸供給事業（※2）に係る法人事業税の課税方式を次のとおり定めることとした。

区分	税率
配電事業	<収入割> 1. 0 %
特定卸供給事業	<収入割> 0. 75 % <付加価値割> 0. 37 % <資本割> 0. 15 %
	<収入割> 0. 75 % <所得割> 1. 85 %

※1 配電事業とは、大手電力会社などの一般送配電事業者から譲渡又は貸与された配電網を活用し、託送供給及び電力量調整供給を行う事業のこと。

※2 特定卸供給事業とは、再生可能エネルギー等の分散型電源による電力の供給を束ねて一定程度の電力供給量を確保し、小売り電気事業者等に供給する事業のこと。

(令和4年4月1日から施行)

(過疎地域における岐阜県税の特例に課する条例の一部改正)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除の適用要件（※1）を次のように改正することとした。

	改 正 前	改 正 後
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	左記に情報サービス業等を追加
取得価額用件	2, 700万円超	対象業種及び資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ
対象となる設備投資	新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設（建物等にあっては、改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む）（※2）

※1 適用に当たっては、産業振興促進事項（産業の振興を促進する区域、同区域において振興する業種等）を記載した過疎地域持続的発展市町村計画が定められている必要あり。

※2 資本金の額が5千万円超の法人の場合は、新設又は増設に限る。

(公布日 (令和3年7月13日) 施行)

(清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部改正)

清流の国ぎふ森林・環境税について、その適用期限を5年延長することとした。

【清流の国ぎふ森林・環境税の概要】

森林及び河川が有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保等の公益的機能の維持増進を図るための財源確保を目的として、県民税の均等割の超過課税として賦課するもの

・税率 個人 年額1,000円を加算

法人 年額2,000円～80,000円（県民税の均等割額の10%相当額）

・適用期間 平成24年度から令和8年度まで

(公布日（令和3年12月21日）施行)

(岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部改正)

消防団協力事業所（※1）を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例（※2）について、その適用期限を3年延長することとした。

※1 消防団活動に協力している事業所として市町村長から表示証の交付を受けたもの

※2 特例の概要は、次のとおり

対象	軽減内容
県内の消防団協力事業所において消防団員を1人以上雇用している等、一定の要件を満たす法人又は個人が行う事業	税額を2分の1に軽減（※3）

※3 消防団員数が従業員数（役員及び個人事業種を含む。）の1割以上の場合は、上限200万円

(令和4年4月1日施行)

6 税制

2 令和3年度課税標準

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
県民税	<p>1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 　均等割 　所得割 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 　均等割 ○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個人 (1) 均等割 1,500円 　※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～令和5年度) (超過課税) 　清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円 (2) 所得割 100分の4</p>	<p>1 個人 　賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期と同じ</p>	
	<p>2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 　均等割 　法人税割 (2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 　・収益事業を行う場合 　均等割 　法人税割 　・収益事業を行わない場合 　均等割 　(一部非課税) (3) 県内に寮等のみを有する法人等 　均等割</p>	<p>2 法人 (1) 均等割 　・公共法人※¹及び公益法人等※²のうち、均等割を課すことができないものの以外のもの※³ 　・人格のない社団等 　・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) 　・資本金等の額を有しない法人 　・資本金等の額が1千万円以下である法人 　　年 20,000円 　・資本金等の額が1千万円を超える1億円以下の法人 　　年 50,000円 　・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 　　年 130,000円 　・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 　　年 540,000円 　・資本金等の額が50億円を超える法人 　　年 800,000円</p>	<p>2 法人申告納付 (1) 確定申告 　事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 　事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 　ア 各事業年度終了の日から2月以内 　イ 残余財産分配の日の前日まで 　ウ 残余財産確定の日から1月以内</p>	<p>※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。 ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。</p> <p>(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 　上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 　(均等割額の10%相当額)</p> <p>(2) 法人税割 　法人税額の100分の1 　(超過課税) 　資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の1.8</p>

準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 令和2年中における事業の所得及び令和2年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 (4)に掲げるものを除く。 課税所得金額の100分の5 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業(発電事業、小売電気事業を除く。)、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) 電気供給業(発電事業、小売電気事業) 各事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額又は所得 (3) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 ^{※1} (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の1 (2) 課税法人 ア 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 収入金額の100分の1<100分の0.75> ^{※2} <付加価値額の100分の0.37> ^{※2} <資本金等の額の100分の0.15> ^{※2} イ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 収入金額の100分の1<100分の0.75> ^{※2} <所得金額の100分の1.85> ^{※2} (3) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.5	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

2 令和3年度課税標

税 目	課 稲 標 準 等	税 率	納 期	摘要
	<p>※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。 ※2 ()内の税率は令和2.4.1以降に開始する事業年度から適用</p> <p>年400万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の4.9 イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.4 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.7 年800万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の1 ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.5 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.3 年800万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の7 ただし、(3)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得とともに、特別法人にあっては100分の4.9、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては100分の1、その他の法人にあっては100分の7</p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあっては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>			
(参考) 特別法 人事業 税 (国税)	<p>法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割 ※1 ()内の税率は令和2.4.1以降に開始する事業年度から適用</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の260 イ 特別法人以外の法人 法人事業税所得割の100分の37 ウ 特別法人 法人事業税所得割の100分</p>	法人事業税の納付と併せて行う。	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																				
		の34.5 (2) 法人事業税収入金課税法人 ア 電気供給業(発電事業、小売電気事業を除く。)、ガス供給業、保険業 法人事業税収入割の100分の30 イ 電気供給業(発電事業、小売電気事業) 法人事業税収入割の100分の30<100分の40> ^{※1} ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度(清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあっては、同日以後に解散した場合に限る。)から適用																						
不動産取得税	取得時の不動産の価格 ○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50m ² 以上240m ² 以下（一戸建以外の貸家住宅は40m ² 以上240m ² 以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除 （当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から令和6年3月31日までの取得に限る）） ○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 6. 30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 6. 30</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 9. 3. 31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～	350万円	昭56. 6. 30	420万円	昭56. 7. 1～	450万円	昭60. 6. 30	1,000万円	昭60. 7. 1～	1,200万円	平元. 3. 31		平元. 4. 1～		平 9. 3. 31		平 9. 4. 1～		課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4 ○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1m ² 当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200m ² が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額	普通徴収 知事の定める日	
新築年月日	控除額																							
昭51. 1. 1～	350万円																							
昭56. 6. 30	420万円																							
昭56. 7. 1～	450万円																							
昭60. 6. 30	1,000万円																							
昭60. 7. 1～	1,200万円																							
平元. 3. 31																								
平元. 4. 1～																								
平 9. 3. 31																								
平 9. 4. 1～																								

2 令和3年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																
自動車 税環境 性能割	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	(軽自動車及び) 営業用自動車 (100分の0～) 100分の2 自家用自動車 (100分の0～) 100分の3 ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、一定の環境性能を満たした自動車については非課税や軽減措置(軽減税率)を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車(A SV)について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	令和3年9月末まで 1,000本につき1,000円 令和3年10月から 1,000本につき1,070円	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 謹度割 課税資産の謹度等に 係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費 税額	○標準税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算2.2%) ○軽減税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算1.76%) ※軽減税率については「酒類・外食 を除く飲食料品」と「定期購読契 約が締結された週2回以上発行 される新聞」が適用対象	賦課徴収は、(謹度割につ いては当分の間)国におい て、消費税の例により、併 せて行うため消費税の納期 に同じ																	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき 32, 100円</p>	<p>1 申告納入 毎月分を翌月末日まで 〔左記課税標準等の1〕 に該当する場合</p> <p>2 申告納付 (1) 每月分を翌月末日まで 〔左記課税標準等の2〕 ～7に該当する場合</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内 〔左記課税標準等の8〕 に該当する場合</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで 〔左記課税標準等の9〕 に該当する場合</p>	

2 令和3年度課税標準

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
自動車 税種別割	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 (グリーン化税制対象車の場合) ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。	
(単位：百円)				
自動車の区分（主な区分）				
	自家用 (新税率)	自家用 (旧税率)	営業用	
乗用車	総排気量 1ℓ以下	250	295	75
	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	305	345	85
	〃 1.5ℓ 2ℓ	360	395	95
	〃 2ℓ 3ℓ	435	450	138
	〃 3ℓ 4ℓ	500	510	157
	〃 4ℓ 6ℓ	570	580	179
	〃 6ℓ	655	665	205
	〃 4.5ℓ 4.5ℓ	755	765	236
	〃 4.5ℓ 6ℓ	870	880	272
	〃 6ℓ	1,100	1,110	407
貨客兼用車	最大積載量 1t以下	132	102	
	〃 1t超 1.5t以下	143	112	
	〃 1.5t超	160	128	
	1t超	167	127	
	2t以下	178	137	
	〃 1.5t超	195	153	
トラック	最大積載量 1t以下	80	65	
	〃 1t超 2t以下	115	90	
	〃 2t 3t	160	120	
	〃 3t 4t	205	150	
	〃 4t 5t	255	185	
	〃 5t 6t	300	220	
	〃 6t 7t	350	255	
	〃 7t 8t	405	295	
	〃 8t 1t 増すごとに右の金額を加算した額	63	47	
けん引車	小型車に属するもの	102	75	
	普通車	206	151	
	小型車	53	39	
被けん引車	普通車に属する最大積載量 8t以下	102	75	
	普通車に属する最大積載量 8t超 1t増すごとに右の金額を加算した額	51	38	
バス	一般乗合用 乗車定員 30人以下	120		
	〃 30人超40人以下	145		
	〃 40人 50人	175		
	〃 50人 60人	200		
	〃 60人 70人	225		
	〃 70人 80人	255		
	〃 80人超	290		
	その他 30人以下	330	265	
	〃 30人超40人以下	410	320	
	〃 40人 50人	490	380	
三輪	〃 50人 60人	570	440	
	〃 60人 70人	655	505	
	〃 70人 80人	740	570	
	〃 80人超	830	640	
	小型自動車	60	45	
輪 けん引車・被けん引車		53	39	
(注) ロータリーエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。				
令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車については、新税率を適用する。				
固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																									
鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から月割をもって課する。	1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 試掘鉱区 200円 採掘鉱区 400円 (石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率) 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日																										
狩猟税	狩猟者の登録 ○賦課期日 狩猟者の登録を受けた日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③①に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>11,000円 16,500円</td> </tr> <tr> <td>網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥④に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td colspan="2">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1 2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥猟区及び放鳥猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3 3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除 4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1</p>	区分	税率		第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円		②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円		③①に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円		⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円		⑥④に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））	5,500円		
区分	税率																												
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																											
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																											
	③①に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円																										
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																											
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																											
	⑥④に該当する人の同一生計 配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円																										
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））	5,500円																												

2 令和3年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 稅 標 準 等	税 率	納 期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	<p>○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗用用バス 1回につき 2,000円</p> <p>○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円</p> <p>○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円</p>	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	